

産業建設委員会会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日時 令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木曜日）

午前 1 0 時から午前 1 1 時 1 8 分まで

場所 第 4 委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

（１）令和 7 年第 4 回（1 2 月）定例会 upper 議案等について

①令和 7 年度土浦市一般会計補正予算（第 4 回）（案）について

②土浦市中小企業振興資金融資あっせん条例の一部改正（案）について

③土浦市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正（案）について

④土浦市火入れに関する条例の一部改正（案）について

⑤土浦市手数料条例及び土浦市建築基準条例の一部改正（案）について

⑥債権の放棄（案）について

⑦市道の路線の認定、廃止及び変更（案）について

⑧専決処分の報告について（和解）

（２）報告事項

⑨入札案件について

⑩工事発注状況報告について

（３）その他

⑪つちまるバス（乙戸南地区循環）の運行計画について

⑫土浦北インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業説明会の実施について

⑬りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの実施について

⑭ウォーター P P P 導入可能性調査の進捗状況について

⑮（仮称）土浦スマート I C アクセス道路整備事業に関する基本協定書の締結について

⑯茨城県水道事業の広域連携について

4 その他

5 閉会

出席委員（７名）

委員長　　今野　貴子
副委員長　吉田　直起
委員　　　竹内　裕
委員　　　寺内　充
委員　　　平石　勝司
委員　　　下村　壽郎
委員　　　島岡　宏明

欠席委員（１名）

委員　　　海老原　一郎

説明のため出席した者（１５名）

産業経済部長	羽成　健之	都市政策部長	飯泉　貴史
建設部長	渡辺　善弘	商工観光課長	佐々木　啓
農林水産課長	岡田　将之	都市計画課長	齋藤　仁志
都市整備課長	石引　康博	公園・施設管理課長	中島　賢市
建築指導課長	市村　俊宏	道路管理課長	三浦　誠
道路建設課長	浅岡　武徳	住宅営繕課長	和田　利昭
下水道課長	飯塚　照秋	水道課長	滝田　昌暁
農業委員会事務局長	室町　和徳		

傍聴者０名

事務局職員出席者　古宮　英剛

○今野委員長　ただ今から産業建設委員会を開催いたします。本日、委員会室内においては、体調管理のために水分補給を許可いたします。本日、資料はサイドブックスの「産業建設委員会」「令和７年」「１１月２７日開催」をお開きください。執行部の皆様は、説明の際にページ数もお伝えいただけますようお願いいたします。また、委員及び執行部の皆様は、会議録作成のため、発言の際にマイクの使用をお願いいたします。それでは、（１）令和７年第４回定例会上程議案等について、①令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）について、執行部から、続けて説明をお願いいたします。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。令和7年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）について御説明させていただきます。サイドブックは、別添資料1を御覧ください。今回の補正でございますが、勤労者総合福祉センター指定管理料の増額補正でございます。右側説明欄を御覧いただき、人事異動に伴い、嘱託職員1人の増により、賃金などの人件費分の374万8,000円の増額補正をさせていただきたいといったものでございます。

○岡田農林水産課長 農林水産課です。農林水産課における補正予算について御説明させていただきます。3ページを御覧ください。本件につきましては、霞ヶ浦用水事業負担金につきまして、事業計画内容に変更が生じたことから、上段に記載されております現在の債務負担の残を改めまして、下段の内容で期間を延長して設定するものでございます。内容について、御説明させていただきますので、4ページを御覧いただきたいと思います。霞ヶ浦用水事業の概要でございますが、霞ヶ浦から取水しまして、県南西部の17市町に供給されているものでございます。農業用水につきましては、土浦市も含め13市町で水田や畑などで活用されております。本市では、市の北部を中心に678ヘクタールほどの受益面積がございます。中段の3番目のほうにございますように、今回の債務負担行為の再設定につきましては、事業内容の計画変更により、工期のほうが延長になりましたことから、現在の債務負担を改めまして、債務負担の再設定をすることとなったものでございます。再設定の内容につきましては、下段4番にございますように、令和8年から令和25年を設定期間とし、限度額につきましては、8,139万3,000円と設定するものでございます。次の5ページに事業の概要図を記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上となります。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。補正予算（第4回）（案）でございます。6ページをお願いします。7款土木費、3項河川費、3目排水路整備事業費の都市下水路整備事業の14節工事請負費につきましては、基本設計委託に基づき、当初予算を要求しておりましたが、実施設計委託におきまして、具体的な数量や機材などを基に詳細に積算したところ、工事費が増となったため、補正するものでございます。また、年度内の工事完了が見込めないことから、適正な工期を確保するため、繰越明許費としてお願いするものでございます。補正予算の説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 つづいて、②土浦市中小企業振興資金融資あっせん条例の一部改正（案）について、説明をお願いいたします。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。土浦市中小企業振興資金融資あっせん条例の一部改正について御説明させていただきます。サイドブックスの別添資料2を御覧ください。2ページを御覧ください。現在、本市では、県の市町村中小企業金融制度に基づき、中小企業等が市内の金融機関において、運転資金などの融資を行う際の信用保証料等を市で助成をしているところでございます。そのような中、1の改正理由を御覧いただきまして、県において中小企業者の経営環境を踏まえ、融資期間の最長限度を従来の7年から10年に延長することとしました。これを受けまして、本市でもあっせん条例第7条の融資保証期間を7年以内から10年以内に改正したいというものでございます。また、第5条以降における文言の誤りなどについて、整理を行わせていただくものでございます。なお、施行日については、県内他市町村と足並みをそろえて、令和8年4月1日からの施行を予定しております。お隣の3ページからは、条例の改正案、右側5ページからは新旧対照表となっております。説明は以上となります。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございますか。

○竹内委員 どのくらいの中小企業がこのあっせん条例を活用しているのでしょうか。

○佐々木商工観光課長 現在、活用しているのは600件近くでございます。コロナ前はこの倍近くありましたけれども、コロナでかなり有利な支援策が出たということで、今はそれが半減しているような状況でございます。

○竹内委員 申請をするわけだよね。申請して、この企業はあっせん条例を活用するのにふさわしいと認定をする機関というか、そういう所はあるの。

○佐々木商工観光課長 審査の部分を商工会議所のほうに委託をしている状況でございますけれども、その中に産業経済部長と私も入って内容を審査しているところでございます。

○下村委員 融資保証期間を7年以内から10年以内に改正するという趣旨ですが、3年間延長するということは、どういうメリットがあるのですか。

○佐々木商工観光課長 これは一般の方と同じように、月々の返済が通常7年よりも減るといった部分が一番大きなメリットであると考えてございます。

○下村委員 コロナの時に大変有利な融資があったのだけれども、返済できない方も結構いらっしゃるのかなと思うんです。経営状態が非常にコロナで悪化

しているということが、この延長につながっているのかどうかを知りたいです。

○佐々木商工観光課長 この延長に関して、コロナの影響も若干あるかもしれませんが、基本的に今の中小企業等の経営状況、運転状況といったことを鑑みて、国や県がこれを伸ばしたほうがいいのではないかと考えた考えで決定し、それを受けて我々のほうも延ばすような状況でございます。

○今野委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、③土浦市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正(案)について、説明をお願いいたします。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。土浦市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項に基づく準則を定める条例の一部改正について、御説明いたします。サイドブックの別添資料3を御覧ください。本市では、市内の四つの工業団地等について、地域経済牽引事業の促進を目的として、法第4条に基づき策定した基本計画で重点促進区域として設定いたしまして、その後、準則を定める条例を制定することで、緑地面積率や環境施設の面積率を緩和しているところでございます。そのような中、6月定例会において、大畑第一及び第二の地区計画について、区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正の議決をいただきました。その上で、改正の理由を御覧いただきまして、今般、当該基本計画の特例対象区域へ、この二つの地区を追加することについて、国から同意を得ることができたことから、この二つの地区につきましても、工場立地特例対象区域として、緑地面積率や環境施設の面積率を緩和する区域へ盛り込むために、当該条例の一部を改正したいというものでございます。また、文言等の修正もさせていただければと思っております。下の表を御覧いただきまして、具体的には、先般議決をいただきました建築物の制限に関する条例を踏まえ、こちらの表にありますとおり、大畑第二地区を準工業地域相当となる甲種区域へ、大畑第一地区を工業専用地域や工業地域相当となる乙種区域へ追加するものでございます。なお、4ページ以降は新旧対照表。そして、8、9ページでは、改めて大畑第二、第一地区の区域図を付けさせていただきました。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** つづいて、④土浦市火入れに関する条例の一部改正（案）について、説明をお願いいたします。

○**岡田農林水産課長** 農林水産課です。土浦市火入れに関する条例の一部改正について、御説明させていただきます。別添資料4をお開きください。2ページを御覧ください。本条例の目的という部分でございますが、森林法に基づく森林と周辺1キロメートルでの火入れ行為を行うに当たり、事前に市での許可を得ることにより、森林火災の予防など適正な実施を図る目的で定められている条例でございます。2番の改正の趣旨でございますが、大船渡市での山林火災を受けまして、消防での火災予防等の観点から、林野火災注意報が創設されることになりました。これを受けまして、3番の改正内容でございますが、本条例の文言の中に、乾燥注意報の次に、林野火災に関する注意報が発表されるというような文言を追加するということです。令和8年1月1日から施行となり、隣の4ページに新旧対照表を記載してございます。こちらは、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**今野委員長** ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございますか。

○**竹内委員** これは昔から質問が結構あった事案ですけど、森林法に伴う森林というのは土浦市ではどの辺なの。

○**岡田農林水産課長** 土浦市の中で森林法に基づく森林というのは、県のほうで霞ヶ浦地域森林計画という計画を定めておりまして、そこに5条森林と言われている森林が、市の北部、新治地区にもございますが、市内全域にわたって霞ヶ浦地域森林計画の中で定められており、森林という色づけがされている部分は全て該当するような形になります。

○**今野委員長** ほかに、質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**今野委員長** つづいて、⑤土浦市手数料条例及び土浦市建築基準条例の一部改正（案）について、説明をお願いいたします。

○**市村建築指導課長** 建築指導課でございます。土浦市手数料条例及び土浦市建築基準条例の一部改正（案）につきまして、御説明をさせていただきます。別添資料の5をお願いいたします。2ページをお願いいたします。土浦市手数料条例及び土浦市建築基準条例の一部改正（案）につきましては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、関連する市条例の一部を改正するものでございます。改正の概要でございますが、マンションの管理適正化法施行規則につきまして

は、マンション管理業務を支援する法人の登録制度が条項に新設されました。また、建築基準法施行令につきましては、建築物における木材利用の促進等を図るため、建築物の内装制限等、防火関係規制等の見直しがなされまして、既存建築物に係る規制の緩和に関する条項が新設されたことに伴いまして、土浦市手数料条例及び土浦市建築基準条例の条項ずれを解消するものでございます。なお、施行日は公布の日からとなります。3ページが案文となりまして、4ページから9ページまでが新旧対照表となります。説明は以上となります。

○今野委員長 ありがとうございました。この件について、御意見や御質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 つづいて、⑥債権の放棄（案）についてですが、事前委員会の資料においては、個人情報削除しておりますが、定例会中の本委員会では、議案書にて個人情報が記載されておりますので、御了承願います。では、執行部から、続けて説明をお願いいたします。

○岡田農林水産課長 農林水産課です。債権の放棄についてということで、別添資料6の2ページを御覧ください。農林水産課における債権放棄につきましては、2件ございますので、1件目から順次、御説明させていただきます。水路使用料の債権放棄でございますが、こちらの2の概要を御覧いただきたいと思えます。対象となりますのは、新治地区の水路を跨ぐ進入路についての使用料でございます。債権者は1人、金額としましては、92,000円でございます。平成20年から令和2年まで占用していた使用料のうち、平成30年度から令和2年度までの未納分となります。こちらは、占用していた方が亡くなり、こちらを相続された方が市外に転出されて、債権を承継しているところでございますが、転出先の市町村等にも情報提供など協力してもらいながら、未収額の回収に努めたところですが、相続人が生活困窮状態、いわゆる生活保護を受給しておりまして、現在は要介護認定を受けて入院しているような状態で、今後も債権回収の履行が見込めないと判断されることから、債権放棄の手続きを進めさせていただくものでございます。つづきまして、4ページを御覧ください。こちらは、建物収去代替費用及び訴訟費用についての債権放棄の案件となります。債権の概要でございますが、昭和の時代に、穴塚大池のほとりに未届建築物として建築された建物について、市で建物撤去と土地の明渡しを求めたものでございますが、履行されないことから、訴訟を起こし、市が代行して建物収去を行いました。その費用と訴訟費用の負担を求めたものでございます。こちらは、建物の主が亡くなってしまいました。当初、相続人が50人

ほど存在しており、ほとんどは相続放棄等が行われましたが、14人ほどが相続放棄に至らず、債務者となりました。市でも通知や電話など回収業務に努め、そのうち11人については、債務負担額の納入に至りましたが、3人が現在でも未支払いとなっており、市顧問弁護士にも相談しながら対応を検討してまいりましたが、1人は債務額が少額で取立てについて費用倒れになるということで、弁護士のほうからお話がございました。もう一人の方は、生活保護を受けており、債務者が亡くなり、その方の法定相続人が相続放棄し、更に亡くなった債務者には強制執行可能な財産も見当たらないといったことから、債権を回収できる見込みがないということで、顧問弁護士の方もおっしゃておりまして、今回債権放棄の手続きを進めさせていただきたいと考えております。放棄するのは2人で、放棄する額としましては、57万8,198円という額となっております。先ほど申し上げました3人いる中の残り1人につきましては、現在も債権を回収できる見込みがあると考えておりますので、引き続き回収できるように努めてまいりたいと考えております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○和田住宅営繕課長 つづきまして、住宅営繕課でございます。市営住宅使用料及び駐車場使用料に係る債権の放棄（案）につきまして、6ページをお願いいたします。市営住宅及び駐車場の使用料は、民法に基づく私法上の債権と解されておりますので、債権の消滅には、債務者による時効期間が過ぎたこと的主張、または議会の議決が必要となります。これまで、滞納整理につきましては、未納者への督促状の送付や自宅訪問を行い、料金が未納のまま住宅から退去された方や死亡された方の相続人などにつきましては、債務承認書の送付により納付のお願いを行ってまいりましたが、この度の22件の債務者につきましては、徴収の継続が困難なことから債権の放棄をお願いするものでございます。そのほかの未納者につきましては、引き続き、徴収努力を継続してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○滝田水道課長 水道課でございます。10ページをお願いいたします。水道料金は、水道を使用されている方との契約により成り立つことから、債権の分類で申し上げますと私債権でございますので、債権の消滅には滞納者からの時効期間経過の主張、または議会の議決が必要となるものでございます。これまで、水道料金に未納が生じた際には、督促状の送付や自宅訪問、給水の停止を行うなど、徴収努力を行ってまいりましたが、今回の債権放棄の対象者は、債務承認書の送付による確認により、支払いの意思が得られなかった件数が16件、追跡での徴収が困難となった件数が348件、企業の破産や倒産が11件

ございましたので、合計の対象者は、375人となってございます。また、市外へ転出された方や死亡者につきましては、住民票や戸籍など調査を継続し、引き続き、徴収に努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○**今野委員長** ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございますか。

○**竹内委員** こういう事案も昔もよく出たのですが、特に水道の370人。これ債権を放棄して、370人の水道の使用というのは、止まってしまうわけ。

○**滝田水道課長** 止まっております。実際アパートではもう住んでいないという方がほとんどでございます。

○**寺内委員** 市営住宅のことだけど、昔はその市営住宅で家賃が滞納になった時は、訴訟をしたんだよね。一番大きいのは350万円滞納してしまったというって、勝訴の判決をもらって、その後は委員会にどのようにして債権を入れてくれたのかという全然報告がなかったのよ。裁判で勝ちましたっていうだけで。払わないのだから、裁判で勝つの当たり前なんだけど、そこからどのように誓約書を入れて、このようにして入れていただいていますという報告が一切ないんだよね。賃料が溜まってしまったから、訴訟をしてくださいということで3件ぐらい行った経緯があるんだよね。でも、その後全然こういうことで解消になりましたという報告はないのだけれど、やはりずっと時間が経って、裁判で勝つてもしょうがない、債権を放棄するしかないというような感じになっていると思うんだよね。今回この債権の放棄をしても、予備軍もいるわけで、それはあとどのぐらいあるの。

○**和田住宅営繕課長** 寺内委員から御質問がありました、残りの債務者につきましては、今回を除いて約190件ほどございます。委員から御指摘があったように、ここ数年は裁判等の報告が滞っておりますが、現在も顧問弁護士に裁判の依頼をしている件が数件ございます。結果等につきましては、今後その都度報告させていただきますので、大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○**寺内委員** それは後ほどで結構ですよ。私債権の場合には、結局取れないから仕方がない、債権の放棄をしようということがあるのだけれど、監査でやった時に、あまりにも債権が20年、30年のものとなっているものがあったので、もう取れないものは放棄をしなさい、早く身軽にならないとって言ったのよ。平成20年とかの時のものをまだやっていて、それで幾らか納めてもらっているのと聞いたら、ありませんという話なんだよ。債権で残っているからやって

いるというのだけれど、状況を踏まえて、だめなものは債権の放棄をしないと。債権が溜まってしまって、大変だと思うんだよね。督促とかの手間も大変だと思うの。そして、本来は相続人にやればいいんだけど、相続人も相続は受けませんと放棄をしてしまえば、結局は債権はいかないんだけど、やっぱり強気に出ていかないと払ってもらえないんだよね。最終的に放棄をしてしまえば、債権は来ないと思うのだけれど、そうなる前に考えてもらわないと。直近になって危ないなと思ったのは、詳細に請求してもらえれば非常にありがたいと思う。そういうことは念頭に置いてやってください。答弁はいいから。

○今野委員長 今の問題は非常に大きな問題かと思います。これから報告のほうはよろしく願いいたします。

○下村委員 今の市営住宅のだけれど、5年間を過ぎると債権を放棄するというようなことなのだろうけれど、支払をしていない人は、まだ継続して住んでいるの。そこは退去させることができるのかというのは、権利の問題とかいろいろあるだろうから、その辺はどうなっているのですか。

○和田住宅営繕課長 未納の部分につきましては、過去の賃貸料が未納であって、その後、例えば前月分は払っていないけれども、今月分は払いますということで未納となった分、そういった扱いもあり、まだ住まれている方もいらっしゃいます。また、ほとんどの方がもう退去をし、居所不明というのが主な事案でございますので、追うことができないものについて、放棄するというのがほぼ対象となってございます。

○下村委員 今月分は払うけれど、その前のものは払えないという方がいるとすれば、その人たちは退去はさせられないんだよね。そこら辺をちょっと教えてください。

○和田住宅営繕課長 条例上は3か月間の滞納があった場合には、退去のお願いはしているところなんですけれども、例えば、病気とか特別な理由があって支払の意思はあるのだけれども、滞っていますという申入れがあった場合には、退去させるわけにもいかないところもありますので、柔軟に対応しているところでございます。

○今野委員長 ほかに、御質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、⑦市道の路線の認定、廃止及び変更(案)について、説明をお願いいたします。

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。別添資料7、市道の路線の認定、廃止及び変更(案)について、御説明いたします。2ページをお願いいた

します。市道の認定が2路線、廃止が2路線、変更が2路線でございます。順番に位置図にて御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。西根南三丁目10、11号線は中村小学校の北西側に位置しております。西根南三丁目10号線は、開発行為を株式会社ひだまりハウスが行い、寄付により、延長49.69メートル、幅員6.0メートルから9.0メートル。同じく、11号線は、開発行為を株式会社横尾材木店が行い、寄付により、延長68.92メートル、幅員6.0メートルから10.0メートルを各々市道に認定するのでございます。8ページをお願いいたします。廃止する路線でございます。大岩田85号線は、土浦第三高等学校の北側に位置しております。この市道を隣接土地所有者が払下げを希望しており、現地を確認したところ、道路としての機能がなく、払下げに支障がございませんので、市道の認定を廃止するものでございます。次のページをお願いいたします。沖宿14号線でございます。この道路につきましては、新設する上大津小学校用地として土地利用を図るため、市道の認定を廃止するものでございます。つづきまして、11ページをお願いいたします。ここからは、変更する路線でございます。はじめに、右粍58号線につきましては、新消防署用地として土地利用を図るため、市道終点を変更をするものでございます。延長が791.02メートルから546.48メートルとなり、幅員は最小が2.05メートルから2.20メートルに変更するものでございます。12ページをお願いいたします。西根南三丁目9号線につきましては、西根南三丁目10号線の道路認定の時に御説明した株式会社ひだまりハウスの開発行為による寄付により、終点を変更するものでございます。延長が51.91メートルから142.36メートルに変更するものでございます。以上の6路線の市道の認定、廃止、変更につきまして、よろしくお願いいたします。

○**今野委員長** ありがとうございます。この件に関して、御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** つづいて、⑧専決処分の報告について(和解)について、説明をお願いいたします。

○**中島公園・施設管理課長** 公園・施設管理課でございます。産業建設委員会資料の⑧専決処分の報告について、お願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。今回の報告は、公園などの管理瑕疵に係る2件の和解でございます。事故の発生日時と場所につきましては、令和7年6月12日午後1時頃、土浦市佐野子の桜川右岸において発生

しました車両の物損事故でございます。事故の概要といたしましては、桜川堤防上の道路に越境していました樹木の枝に接触し、車両の一部が破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害金 131,450 円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。3 ページが位置図でございます。つぎに、4 ページをお願いいたします。上部が現場状況の写真でございます、下部が被害状況の写真でございます。原因となった箇所につきましては、直ちに樹木の剪定を実施しております。つぎに、5 ページをお願いいたします。2 件目です。事故の発生日時と場所につきましては、令和 7 年 8 月 11 日午前 7 時 20 分頃、土浦市中村西根の乙戸沼公園において発生しました車の物損事故でございます。事故の概要といたしましては、乙戸沼公園駐車場に駐車中、公園樹木の枝が落下し、車両の一部が破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害金 367,972 円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。6 ページが位置図となります。つぎに、7 ページをお願いいたします。上部が現場状況の写真でございます。下部が被害状況の写真でございます。原因となった箇所につきましては、直ちに樹木の剪定を実施しております。説明は以上でございます。

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。道路施設管理に係る損害賠償 1 件の和解でございます。8 ページをお願いいたします。事故の発生日時と場所につきましては、令和 7 年 5 月 9 日午後 11 時 30 分頃、神立地区コミュニティセンター南側の土浦市神立町 682 の 15 番地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、道路補修工事を行った個所が、降雨によりアスファルトの油分が浮き出し、通行車両により飛散し、隣接地で行っていた新築工事中の建物を破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額 96 万 7,927 円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。9 ページが位置図でございます、10 ページが現場状況の写真でございます。原因となった箇所につきましては、直ちに補修工事を実施しております。11 ページが被害写真でございます。今後につきましても補修工事を行う時には適切に行うように、注意を払ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、御意見や御質問はございませんか。

○**下村委員** 三浦道路管理課長が説明された、最後の和解条件の道路の陥没箇所を修理しましたということで、修理をした状況で、油分を含んだ水が飛散して、跳ねて外壁のほうに行ったんでしょうね。こういうことから、修理をすっかりしましたというお話ですが、足場とかがなくなって新築物件として完成した時に、この辺は水が溜まるとなると、その辺の理解をもらっておかないと、いつでも損害賠償を請求されるような気がするのですが、その辺の状況というのは調査しましたか。

○**三浦道路管理課長** まず応急処置としまして、常温合材ということで、補修をしたのですが、それによって油分が出てしまったと。現在は、大きくカッターを入れて、本復旧をしておりますので、状況は観察しておきますが、このようなことは起こらないようにしております。以上でございます。

○**今野委員長** ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** つづいて、(2) 報告事項でございます。⑨入札案件について、続けて説明をお願いいたします。

○**中島公園・施設管理課長** 公園・施設管理課でございます。産業建設委員会資料の⑨入札案件について、お願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2 ページをお願いいたします。「荒川沖駅東口駅前広場自由通路改修工事」となります。こちらは、通路の老朽化に伴う改修となりまして、排煙窓オペレーターの更新、外部階段の修繕及び雨樋の修繕工事となります。説明は以上でございます。

○**三浦道路管理課長** 道路管理課でございます。道路管理課の入札案件につきましては、6 件で全て舗装の打換工事でございます。3 ページをお願いいたします。「道管道維工第 1 2 0 号市道真鍋新町 1 5 号線舗装打換工事」でございます。工事場所は、真鍋新町地内で新川ポンプ場の西側の線路沿いでございます。舗装面積は 4 8 0 平方メートルでございます。次のページをお願いいたします。「道管道維工第 1 2 1 号市道 I 級 1 5 号線舗装打換工事」でございます。工事の場所につきましては、田中一丁目地内で八幡神社の脇となります。舗装面積は 8 2 7 平方メートルでございます。次のページをお願いいたします。「道管道維工第 1 2 3 号市道西根 4 4 号線舗装打換工事」でございます。工事場所は、中村西根地内で清掃センター西側の常磐自動車道の側道でございます。舗装面積は 6 0 9 平方メートルでございます。6 ページをお願いいたします。「道管道維工第 1 3 9 号市道小松一丁目 1 1 号線舗装打換工事」でございます。工事場所でございますが、小松一丁目地内で備前川の岩田橋の南側となります。

舗装面積は1,040平方メートルでございます。7ページをお願いいたします。「道管道維工第140号市道新治Ⅰ級1号線舗装打換工事」でございます。工事場所でございますが、沢辺地内で沢辺郵便局の南西側となります。舗装面積は891平方メートルでございます。8ページをお願いいたします。「道管道舗工第6号及び道管道維工第144号市道中貫40号線舗装打換工事」でございます。工事場所ですが、中貫地内で県道土浦笠間線から国道6号の下を通り、東中貫町に抜ける路線となります。舗装面積は1,130平方メートルでございます。道路管理課からは以上でございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。道路建設課の入札案件につきましては、1件でございます。9ページをお願いいたします。「都市計画道路常名虫掛線土砂搬出工事」でございます。工事概要につきまして、平成27年度より常名虫掛線の改良工事を実施しておりましたが、その際発生した残土を運動公園用地に仮置きしておりましたが、今回乙戸沼公園東側の暫定駐車場用地に必要な埋立土を事業間流用として一部搬出するものでございます。道路建設課は以上でございます。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。10ページをお願いいたします。下水道課は、2件でございます。はじめに、10ページから11ページですが、「下水道管路等特別重点調査における空洞調査業務委託」でございます。この委託につきましては、下水道管路の特別重点調査を進めているところですが、調査項目の中で、路面下空洞調査が必要なことから委託するものです。調査対象延長は、1,491メートルとなっております。つづきまして、12ページをお願いいたします。「港ポンプ場設備改築工事」でございます。この工事は、修繕改築計画に基づき、港ポンプ場に設置されているポンプ施設4基のうち、エンジンポンプ1基とモーターポンプ1基をそれぞれ改築をするもので、電気設備についても、ポンプ改築と併せて設備の更新をするものです。また、この工事につきましては、継続費を設定して、今年度から3か年の計画で改築工事を行うものです。下水道課は以上でございます。

○滝田水道課長 水道課でございます。同じく、13ページをお願いいたします。「水工配更工第6号右廻地内配水管布設替工事」でございます。この工事は、霞ヶ浦駐屯地の西側付近における老朽管の布設替工事でございます。工事内容につきましては、口径50ミリメートルと75ミリメートルの配水管を245メートル更新する工事でございます。入札案件は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問は

ございませんか。

○竹内委員 10ページと11ページの空洞調査。これも埼玉県の大い事故以来、国土交通省は全国で空洞調査をやれということで、その中の一環だと思いますけれど、これはどのくらい効率良く分かるのですか、空洞調査というのは。

○飯塚下水道課長 おっしゃるとおり、八潮市の事故を受けまして、特別重点調査というのを行っております。その中で路面下空洞調査ということで実施するのですが、路面上から約3メートルまでの地上地下部分を調査するもので、調査結果についてはこれからですので、また改めて分かり次第、御報告をさせていただきますと思います。

○竹内委員 これはテレビのニュース、テレビドラマでも空洞調査のシーンを見るのですが、これはそういう業者がいるわけ。

○飯塚下水道課長 はい。専門業者がおります。

○竹内委員 専門業者というのは、市内だけではなく、市外も含めて複数いるわけでしょうから、これは随意契約でやるわけ。

○飯塚下水道課長 入札案件でございます。車載機に載せて調査をするという、特別な機械を導入する形となっております。

○下村委員 事業間流用というお話が出た、それは浅岡道路建設課長の所か。3,300立法メートル、これを移動するというのは、乙戸沼公園に駐車場を作るために、流用するのですか。

○浅岡道路建設課長 下村委員のおっしゃるとおりでございます。

○下村委員 流用して、その土がなくなった所は何かまた考えるのですか。積んでおいた所の土がなくなりますよね。これ何か考えるんですか。

○浅岡道路建設課長 現在、運動広場用地に山々になっているというか、そういった状態になっている状態で、そこを崩して持っていくという搬出する工事でございます、穴を掘ったとか、そういったものではなくて、残土で置いてあった山を搬出するというような作業になっております。

○下村委員 これ金額で言うと、2,146万円なんだけれども、1立方メートル当たりが6,500円掛かるわけだ。そうすると、購入したほうが安いんだよな、多分。だから、そこら辺を検討されたのかなと思うんですよ。購入土だったら、掘削とか何もなくて、買うわけだから、積んで、持ってきて、開けるのだから、6,500円も掛からないのではないのかなと思う。処分するために、6,500円を掛けないといけない理由がどこにあるのかなと思ったんです。その辺を教えてください。

○浅岡道路建設課長 単純に購入土で計算した場合にはそういった計算なりませんが、実際に残土のほうを運搬する、ここには残土のほかに実際に鉄板を引いたりとか、そういった工事費のほうも計上しておりますので、その辺の検討をした結果、残土搬出のほうが安価であると私は計算して、こういった形でやっております。

○下村委員 いろいろ複雑に、ここから搬出するためとか、受入れ先にも何か必要なのかもしれませんが、そういったことも含めれば確かに1立法メートル当たりは少し違うのですけれども、比較対照がなくて分からないんですけれども、何かを比較した結果、こうですという説明のほう良かったのかなと感じますので、今後はそういったところも検討した結果まで教えていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○今野委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、⑩工事発注状況報告については、説明を省略しますので、後ほど資料を御覧いただきますようお願いします。つぎに、(3) その他でございます。⑪つちまるバス(乙戸南地区循環)の運行計画について、説明をお願いいたします。

○齋藤都市計画課長 都市計画課でございます。別添資料の11をお願いいたします。6月の議会で補正予算をいただきまして、準備を進めてまいりました、つちまるバスの乙戸南地区循環の進捗状況について、御報告させていただきます。乙戸南地区循環につきましては、地元運行協議会で協議を行ってきた運行ルートや運行時間等の運行計画につきまして、土浦市地域交通活性化協議会での協議が整ったことから、現在、茨城運輸支局との手続きを行っているところでございます。来年の2月14日にお披露目をいたしまして、翌15日から運行を開始する方向で調整を進めておりますので、詳細な日程が決まりましたら、改めて御報告させていただきます。運賃、運行時刻、運行ルート等、運行計画につきましては、資料のとおりとなります。説明は以上です。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございませんか。

○竹内委員 乙戸南は分かったのですけれども、板谷はどのぐらい進んでいるのでしょうか。

○齋藤都市計画課長 土浦市の公共交通計画ですと、優先度としましては、乙戸南の次が板谷・並木地区ということになっているのですが、現在のところ乙戸南地区がようやくドライバーが見つかったというところがあります。並木や

中貫のほうについて、実際の運行をなかなか取り掛かれない状況になっています。ただ、地元の方にアンケート調査を行ったり、区長さんの御意見をお伺いしていたりという段階でございます

○寺内委員 つちまるバスではないんだけど、きららちゃんバスなんだけど、国体道路の所がものすごく交通量が多いからということで、昔の陸前浜街道のほうに経路を変えたわけだよね。ところが、高齢者の方が国体道路のルートだったら、ヨークベニマルとかがあって、すごく便利だったと言うのよ。あそこは一番混んで、時間通りに来ないから、一番空いている道路の所を通っているわけだよね。そうすると、高齢者の方がバスを降りて、買い物に行って、そこから戻ることは至難の業だと言うのよ。だから、道路が混む混まないではなくて、きららちゃんバスは市民のためを思った経路を考えてやらないと。ただ動かせばいいというものではないんだよね。高齢者の方は免許を返納している方も多いから、歩いていくわけだ。一番近い所はどこかというと、市役所の下のカスミだけど、生鮮食料品は買えない、生鮮食料品を買うのには、別のカスミに行ってみたり、ヨークベニマルに行ってみたりということなのよ。そうすると、そこには便利なバスが通っていないから昔の経路に戻してくださいということなのよ。利用者にちゃんと利用してもらうのには、便利な所を通らない限りは、乗客は増えないと思うよ。私はいつも見ているけれど、今日乗っているなあと思うのは2人、あとは空だよ。それはそうだよね、町の中心部にはお肉屋さん、お魚屋さんはない。八百屋さんが1軒だけ。それでは、旧市内の人が買い物に行くことはできないよね。イオンだって、高齢者の方で車を運転できない方は行けないんだから。一番近い所は真鍋のヨークベニマルになるよね。そういう所にきららちゃんバスが通ってくれば、買い物ができて便利になる。そういうことを考えないと。ただ、きららちゃんバスを走らせればいいというものではなくて、市民のためを思って走らせてくれないと。高齢者の方は市役所に意見を言いに行かないでしょ。当然、意見を言いに行く所は議員の所なんだよ。だから、そういうことを市のほうで調整してやらないと。これから中心市街地に住んでもらおうとしているのに、不便な所には住んでくれないよ。だから、そういうことを考えて、経路を選んでください。旧市内より外の新市内のほうで、つちまるバスをやっているけれど、見直すところはしっかり見直してください。そして、市民に愛される公共交通にしてください。答弁はいいから、要望だけ。

○今野委員長 そのほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、⑫土浦北インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業説明会の実施について、説明をお願いいたします。

○石引都市整備課長 都市整備課でございます。資料につきましては、⑫土浦北インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業説明会の実施についてをお願いいたします。資料２ページをお願いいたします。土浦北インターチェンジと突然出てきておりますが、本年度の開発候補地調査検討事業を実施しております。産業用地不足に早期に対応するため、スマートインターチェンジ周辺地区のほか、土浦北インターチェンジ周辺地区につきましても、土地利用状況等の調査や企業ニーズの調査を進めているところでございます。現在は企業アンケートの取りまとめを行っております。資料の赤のエリアにおきまして、一定のニーズがあることが確認されております。つきましては、今後、本地区の地権者の皆様の理解と協力を得ながら事業化の可能性を検討していきたいと考えております。地権者対象の説明会を開催するとともに、土地利用に関する意向調査を実施してまいりたいと考えております。スケジュールとなりますが、アンケートを基に１月を目途に企業ヒアリングを実施いたしまして、２月下旬には地権者説明会を実施した上で、意向調査を開始したいと考えております。新年度につきましては、アンケートの回収状況にはよりますが、５月頃に意向調査結果等に係る説明会の開催を目指してまいりたいと考えております。なお、赤のエリアは、上水道や雨水排水等のインフラが十分ではないため、今後企業の意見を聞きながら対象区域の精査を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございませんか。

○竹内委員 地元の方にもお知り合いがいるんですよ。それでうちのほうに工業団地ができるのかということで、問合せがあったのですが、まず地権者数は現在何名なのか。あと、これは市街化区域や市街化調整区域などの用途ですよ。これがどうなっているのか。私の所に問合せがあったのは、農家の方ですが、農振の関係なども含めて地権者がいるわけですが、とりあえず説明会をやる場合の対象人数は何人で、用途がどういうものなのかを細かく教えてください。

○石引都市整備課長 まず、地権者の人数でございます。この赤のエリアにおきましては、約８０人程度となっております。ただ、阿見の実穀地区で区画整理事業、桜土浦と同時期に動いたのですが、なかなか難しくなっております。企業のほうや阿見町に状況を確認したところ、最近では企業の進出意欲がか

なり落ちてきておりまして、面積をある程度絞ってやらないと難しいという意見、ゼネコンさんやデベロッパー等の意見、他市町村の意見を伺っております。エリアについては今後精査をして、この中で実現可能性が高い所、スムーズにできる所を絞った上で説明会に臨みたいと考えております。つづきまして、ここが市街化区域、用途ということでございますが、こちらは全域が調整区域で、南半分が農振農用地、真ん中に集落があるんですけれども、その北側が非農地となっているエリアでございます。

○竹内委員 いずれにしても、地元の説明会を2月頃に予定しているということだから、それまでに周辺を歩いて説明するのでしょうか、よく説明してあげてください。いろいろ疑問に思っている方々も結構いるので、よろしくお願いします。

○石引都市整備課長 ありがとうございます。確かに地権者さんの賛同を得ることがとても大切な事業でございますので、突然降って湧いたような話にならないような形で対応してまいりたいと思います。

○今野委員長 ほかに、御質問や御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、⑬りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの実施について、説明をお願いいたします。

○石引都市整備課長 都市整備課でございます。つづきまして、資料につきましては⑬りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの実施についてをお願いいたします。資料の2ページをお願いいたします。りんりんポート土浦につきましては、サービス向上及び利用者の増加を図るために、令和6年度からプロポーザルにより管理運営業務の候補者選定を実施しているところでございます。令和8年度業務につきましても、12月1日より公募を開始したいと考えてございます。業務内容としましては、施設の管理運営、観光情報発信、自主事業の実施、委託期間は年度当初から年度末まで、提案上限額は1,851万2,000円となっております。プロポの結果の公表につきましては、2月上旬を予定しております。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、⑭ウォーターPPP導入可能性調査の進捗状況について、説明をお願いいたします。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。別添資料14のウォーターPPP

導入可能性調査の進捗状況につきまして、2 ページをお願いいたします。本市の下水道事業に携わっている民間事業者を対象に、令和7年8月29日に説明会を開催いたしました。43社の出席があり、事業の概要やスケジュール、今後行うアンケート調査などの説明を行いました。その後、導入可能性についてのアンケート調査を実施、依頼したところ、36の事業者から回答をいただきました。回答結果につきましては、多くの事業者は関心をもっており、条件を整えば参入したいとの事業者が、現在の段階で多いことが分かりました。また、業務内容についても、民間事業者がグループを組むことが出来れば、業務範囲をポンプ場、下水道管路の下水道施設に加えて、農業集落排水施設を対象にすることも可能であることが分かりました。一方、事業者からの要望もあり、双方にメリットのある枠組みや物価変動による事業価格が適切に反映されるのか、業務範囲の明確化など、いろいろな課題があることも分かりましたので、今後はこれらの課題を考慮しながら、事業者に対し理解を得て、協力していただけるよう説明をしていきたいと考えております。次のページになりますが、今後の予定といたしましては、12月中にネットなどを通じて、さらに広い範囲で事業者への意向調査を実施し、事業の枠組みなどの検討を進めさせていただきたいと思っております。なお、その次の参考といたしまして、前回の委員会で添付した資料と同じものを掲載させていただきました。今後も慎重に協議を進めながら進捗状況などを御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○**今野委員長** ありがとうございます。この件に関して、御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** つづいて、⑮(仮称)土浦スマートICアクセス道路整備事業に関する基本協定書の締結について、説明をお願いいたします。

○**齋藤都市計画課長** 都市計画課でございます。別添資料15をお願いいたします。(仮称)土浦スマートICアクセス道路整備事業に関する基本協定の締結について御説明いたします。(仮称)土浦スマートICの整備事業につきましては、現在、詳細設計を行っているところです。この中で、インターチェンジの接続先の最適案を県道土浦境線としていることから、計画区域が一部、つくば市にまたがることになるため、事業の施工に当たり、土浦市とつくば市の両市の役割分担や手続きを明確にしまして、事業の円滑な遂行を図るために、基本協定を締結することになりましたので、御報告いたします。この協定ですが、事業の契約者と施工者は土浦市になること。つくば市は事業が円滑に進む

ように土浦市に協力をする。また、アクセス道路、これは料金所から接続道路までの区間のことを概ね言いますが、市道認定の時期や範囲、工事完了後の管理区分等を定めております。また、事業に係る費用の負担につきましては、別に協議を行うこととしております。6 ページに事業行程表を載せてございますが、この協定を締結するに当たりまして、各事業項目の順序及び時期を目安として示しているものでございますので、この時期にぴったりと工事が終わりますということを示しているものではないのですが、協定の期間自体はこのアクセス道路の移管等が完了してくるまで続くというようなものになります。なお、今回の委員会に報告させていただきまして、各市議会議員の皆様にもお知らせした上で、同じようにつくば市でも議員の皆様につくば市のほうから御報告した上で、協定の締結をいたします。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、御意見や御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 つづいて、⑯茨城県水道事業の広域連携について、説明をお願いいたします。

○滝田水道課長 水道課でございます。⑯茨城県水道事業の広域連携についてをお願いいたします。本市では、県が進めております広域連携の参加、不参加について慎重に検討をしております。その結果、結論から申しますと、本市において、今回は不参加とし、単独経営を続けていく方向で考えております。理由といたしましては、大きく二つございます。第1にメリットよりもデメリットとなる懸念事項が大きいことでございます。参加の場合のメリットとしては、神立配水場から新治浄配水場までの送水管整備に係る交付金が活用できることがございます。一方で、デメリットとしましては、水道料金の見直しや老朽管の更新工事をはじめとする事業計画が県の主導になることで、市単独での意思決定ができなくなることが考えられます。第2に、現在は一般会計から繰入金せず、水道事業を継続できているところですが、加えて今年度、5年毎に行う経営戦略の見直しを行っている中で、今後の事業の収支見通しでも単独での経営が十分可能である見通しとなっていることから判断をしているものでございます。しかしながら、広域連携については、将来的に不参加として決定したわけではなく、今後も5年毎に行う経営戦略の見直しをしていく中で、今回同様に慎重に検討を進め、参加や不参加の判断をしていきたいと考えております。2 ページをお願いいたします。こちらは、令和7年2月時点での意向状況でございます。参加の事業体がオレンジ色で、栃木県野木町を含めて21

事業体。検討中が土浦市を含めて１２事業体。不参加である単独経営が青色で、１０事業体となっております。なお、検討中の事業体につきましては、１２月中に県よりその後の意向確認がある予定となっております。つづきまして、３ページをお願いいたします。こちらは、現在の県内の水道料金一覧でございます。色分けは先ほどと同じで、参加の事業体がオレンジ色、不参加である単独経営が青色となっております。上から安い順で並べてあり、土浦市は赤い枠で囲ってあり、１２番目となっております。このことから、本市は料金について、低廉な金額を維持し、事業運営を継続していることが伺えと考えます。説明は以上でございます。

○今野委員長　ありがとうございました。この件に関して、御意見や御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長　以上で執行部からの説明は終わりましたが、その他、執行部からございますか

○佐々木商工観光課長　商工観光課でございます。資料はございませんが、９月議会において、補正予算の議決をいただきました「土浦全体を颯爽と自転車で食べ巡る観光コンテンツ造成業務」でございますが、先月、３事業者から技術提案書の提出を受け、内部の選定委員会において、近畿日本ツーリスト株式会社と契約を締結する運びとなりましたので、御報告させていただきます。なお、実施につきましては、１月にポップアップイベント、２月にモデルツアーを開催する予定でございます。詳細につきましては、決まり次第、改めて御報告させていただきます。以上でございます。

○今野委員長　ありがとうございました。この件について、御意見や御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長　委員の皆様から、その他で何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長　それでは、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会いたします。